

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和7年5月9日から同年9月9日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び宇部市産業経済部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

令和7年5月9日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウェスタまるき西宇部店
所在地 宇部市西宇部南三丁目1365の5

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊680の7	木谷 宏治

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊680の7	木谷 宏治	
有限会社くすりのタケシタ	宇部市西宇部南四丁目5番23号	竹下 尚宏	
株式会社Zmaker	広島市中区堺町一丁目1番3号	正木 健二	令和6年11月30日退店

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊680の7	木谷 宏治	
有限会社くすりのタケシタ	宇部市西宇部南四丁目5番23号	竹下 尚宏	

4 届出年月日

令和7年4月24日